

2015年7月3日

JETRO ASEAN知財動向報告会（於:JETRO本部）

ASEAN主要国における 日本の地名等の商標登録実態調査

TMI総合法律事務所
弁理士 佐藤 俊司

TMI総合法律事務所 シンガポールオフィス
弁護士 関川 裕



目 次

1. 調査事項
2. 調査方法
3. 調査結果(商標登録検索)
4. 調査結果(対抗策)
 - (1) インドネシア
 - (2) マレーシア
 - (3) フィリピン
 - (4) シンガポール
 - (5) タイ
 - (6) ベトナム

1. 調查事項

1. 調査事項

(1) 調査目的

- 近年中国や台湾において、日本の地名等が第三者によって商標登録される事例が多発しており、地方公共団体や地域団体商標の権利者等がその対応に苦慮している。

(例)

山梨勝沼



- 同様の問題が調査対象国においても発生していないかを把握し、かつ、第三者によって登録された登録商標に対する対抗策を検討することを本調査の目的とする。

1. 調査事項

(2) 調査事項

- ① 日本の都道府県名、政令指定都市名、地域団体商標名並びにJETROが指定する地名(「地名等」)の商標登録の有無
- ② 第三者によって登録された地名等の登録商標に対する対抗策の検討

(3) 対象国

- インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

2. 調查方法

2. 調査方法

(1) 検索用語

| 検索対象 | 検索語 | 例 |
|-----------|---|---|
| 都道府県名 | 英語地図表記 | Tokyo、Osaka |
| 政令指定都市名 | 英語地図表記 | Sapporo、Kobe |
| JETRO指定地名 | 英語地図表記 「日本」のみ英訳、 現地語訳を含む 4語で検索 | Kanto、Ginza Nihon、Nippon、Japan、 Jepang(インドネシア語) |

2. 調査方法

(1) 検索用語

| 検索対象 | 検索語 | 例 |
|--------|---|---|
| 地域団体商標 | 英語表記※ 牛は「Gyu」と「Ushi」 の両方で検索 英語を含むものは同 部分の英訳・現地語 訳を含む3語で検索 | 宇治茶:Uji Cha 近江牛:Oumi Gyu、 Oumi Ushi 神戸ビーフ:Kobe Biifu、 Kobe Beef、 Kobe Daging Sapi (インドネシア語) |

※ 日本国特許庁「Regional Brands in JAPAN - Regional Collective Trademarks-」に記載されている英語表記(Transcription in English)

2. 調査方法

(2) 検索システム

| 国名 | 検索システム名 | 提供主体 |
|--------|--------------------|---------------|
| インドネシア | DETABEASE MEREK | インドネシア知的財産権総局 |
| マレーシア | IP ONLINE SEARCH | マレーシア知的財産公社 |
| フィリピン | Trademark Search | フィリピン知的財産庁 |
| シンガポール | eTrademarks Search | シンガポール知的財産庁 |
| タイ | SAEGIS | トムソン・ロイター社 |
| ベトナム | IP-Lib | ベトナム知的財産庁 |

2. 調査方法


① インドネシア



INDONESIAN REGISTERED TRADEMARK SEARCHING
Directorate General of Intellectual Property Rights

[Home](#) [Disclaimer](#) [Help](#) [Contact](#) [Gazette-A](#) [Related Link](#)

Indonesia | [English](#)

Trademarks/Service marks (e.g. Locolo) 

List of Goods/Services (e.g. Mobil-Indonesia Words)

Nice Classification (e.g. 01)

Applicant Name (e.g. Budiman)

Representatives (e.g. Ahmad)

Application No (e.g. D002010000001)

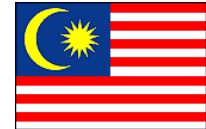
Registration No (e.g. IDM000012345)

Search

* Firefox browser is needed to maximize the facility

2. 調査方法

② マレーシア



Patent, Trade Mark, Industrial Design & Geographical Indication
Applications via IP Online Portal

BM | SEARCH | SITEMAP

Trademark Patent Industrial Design Geographical Indications Search Feedback Form

Page Hits : 1631862

Simple Search Complete Search Statistic Search Usage History

This search will return the maximum number of 1000 results only.

Mark to Search : And (e.g. "HP" and "Invent") Or (e.g. "HP" or "Invent")

(e.g. HP Invent)

Nice Classes : Choose (e.g. 9,12,13-15,41,42).

Application Number : (E.g. 0400, 04007, 040072, 0400724 or 04007245)

Search Reset

2. 調査方法

③ フィリピン



WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

Contact Us My account English

Home IP Services Global Brand Database

searches records help

IP PHL Trademarks Database

Searchable database of trademark information from the Intellectual Property Office of the Philippines. For a more global search, use the Global Brand Database.

SEARCH BY Mark Names Numbers Dates Class

Text = * Stemming

Logo = (lookup)

Goods (English) =

search P

FILTER BY Status Filing Date Holder Country Expiration

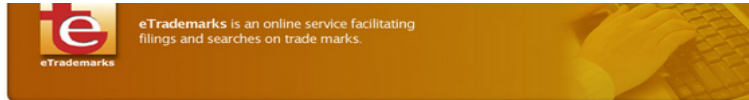
Display: List

| | |
|-------------------------|---------|
| Registered | 135,442 |
| Pending | 66,084 |
| For validation | 1,070 |
| Appeal pending | 8 |
| Cancelled | 25,866 |
| Abandoned with finality | 70,108 |

filter +

2. 調査方法

④ シンガポール



Similar Marks Search

[Click here for Similar Mark Search Guidelines](#)

Search Criteria

Note:

- (i) To facilitate faster and more accurate search results, please enter search criteria in specific terms.
- (ii) You should enter search criteria for the prominent or distinctive elements of the mark.
- (iii) For non-word marks, appropriate description in words for the device should be entered.
- (iv) If a mark consists of foreign words/characters, the translation of the foreign words/characters can be entered in the Text Search field.
- (v) For Chinese character marks, please enter the Chinese characters under the Chinese Character Search field in BIG5 code only. You are required to set the "Encoding" or "Character Coding" option in a browser to Chinese Traditional (BIG5) before entering the Chinese characters. When you set the option, if you are prompted to download any Chinese text display support component, please proceed to download it. For example, for Internet Explorer, you may be prompted to download Chinese (Simplified) Text Display Support.
- (vi) Please note that the system will retrieve results matching the individual search terms entered and the results will not differentiate between word marks and non-word marks.

Text Search

Chinese Character Search (Key in Chinese characters in BIG5 code only)
[Click here for Chinese Character Support Installation Guide](#)

Search Class *(Class range or individual number. E.g. 1-5 or 1.3.4) [Click here for list of classes](#)
1-45 Disable Cross-Class Search

Note: Due to changes made to the International Classification of Goods and Services, cross-class searches will be conducted. Cross-class searches enable search reports to capture marks with goods and/or services that were previously classified in a different class. For example, the goods "vending machines" was classified in Class 9 under the Ninth (9th) edition of the Nice Classification, but was transferred to Class 7 under the Tenth (10th) edition which came into force on 1 January 2012. If an applicant intends to file for the registration of his mark "XYZ" in respect of the goods "vending machines" in the year 2012, the aforesaid goods should be classified in Class 7. If the applicant conducts a search for conflicting marks in respect of "XYZ" with the cross-class search function enabled, the search report will generate a list of marks similar or identical to "XYZ" that were filed in respect of both Classes 7 and 9. If the cross-class search function is disabled, only marks filed in respect of Class 7 will be displayed and the applicant will not be able to learn of any possible conflicting marks in respect of Class 9.

Trade Mark Category

Display Options
 Mark Images only
 Mark Images and Details

10 Records Per Page

* Mandatory field

2. 調査方法

⑤ タイ



データベース (514 利用可能データベース, 1 選択)

利用可能データベース (514) 全てを選択 全選択を解除 選択されたデータベース (1)

- アフリカ (34)
- アジア (25)
 - アフガニスタン^{1,2,3}
 - インド
 - インドネシア^{3,4}
 - カンボジア⁴
 - シンガポール
 - スリランカ⁴
 - タイ
 - ネパール⁴
 - バングラデシュ⁴
 - パキスタン
 - フィリピン⁴
 - ブルネイ⁴
 - ブータン⁴

Trademark Databases (1)

- アジア (1)
 - タイ

*指定商品・役務の英訳はまだ付与されていません。 *指定商品・役務リストは表示されません。 *最新のステータスは表示されません。 *このデータベースにありません。 収録情報は現在のものと異なる場合がありますのでご注意ください。

検索条件

| | | |
|---|--------|--|
| ? | 商標 | |
| ? | 国際分類 | |
| ? | 所有者名 | |
| ? | 商品・役務名 | |

2. 調査方法

⑥ ベトナム



IP LOB NATIONAL OFFICE OF INTELLECTUAL PROPERTY OF VIETNAM
Industrial Property Digital Library (IP LIB) English Tiếng Việt

Tue, 01/07/2014 [Home](#) [Help](#) [About](#)

SEARCH QUERY CREATION FOR TRADEMARK Nice Vienna

| | Field Name | | Expression | Example |
|-----|-----------------------|---|----------------------|-----------------------|
| | TM Name | = | <input type="text"/> | TM name:*thống nhất* |
| AND | Nice classification | = | <input type="text"/> | Nice Class:14 |
| AND | Vienna Classification | = | <input type="text"/> | Vienna Class:06.01.01 |
| AND | Goods and Services | = | <input type="text"/> | Goods/Services:*diêm* |

Note: The system displays 1000 records only

You are visitor number : 3253
Time to load : 0.42 s

© National Office of Intellectual Property
Japan - Vietnam Cooperation Project for Utilization of Intellectual Property Information in Vietnam

3. 調查結果(商標登錄檢索)

3. 調査結果(商標登録検索)

(1) インドネシア

➤ 以下の地名等について同一又は類似の商標あり

都道府県名

東京(6)、大阪(19)、北海道(2)、青森、宮城(5)、秋田(5)、山形(2)、福島(2)
栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山(5)、石川、福井(2)、愛知(4)、滋賀、京都(9)
兵庫、奈良(9)、岡山(3)、広島(2)、山口(3)、徳島、香川、高知(2)、福岡(3)
佐賀(10)、長崎(3)、宮崎(3)、鹿児島(4)、沖縄(7)

政令指定都市名

札幌(6)、仙台(3)、さいたま、千葉、横浜(5)、川崎(2)、名古屋(11)、京都(9)
大阪(19)、堺(6)、神戸(13)、岡山(3)、広島(2)、福岡(3)

地域団体商標

該当なし

JETRO指定地名

日本(5)、本州(3)、東北、近畿、九州(6)、関西(10)、渋谷(4)、原宿(3)、
秋葉原、銀座(6)、小樽、富良野(3)

3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 1 東京 | |
|--|---------------------|
|  | 出願日 2011年6月16日 |
| | 登録日 2013年9月19日 |
| | 権利者 Richard Lityo |
| | 第2類 塗料等 |
| 2 北海道 | |
|  | 出願日 2008年2月6日 |
| | 登録日 2009年9月7日 |
| | 権利者 YEONO SDN. BHD. |
| | 第43類 レストラン等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 3 宮城 | |
|--|-----------------------------------|
|  | 出願日 2011年10月17日 |
| | 登録日 2013年8月26日 |
| | 権利者 Sendy Parmon |
| | 第21類 化粧品等 |
| 4 神戸 | |
|  | 出願日 1995年3月18日 |
| | 登録日 2006年11月20日 |
| | 権利者 PT INKHA BELYAN INTERNATIONAL |
| | 第20類 家具等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(2) マレーシア

- 以下の地名等について同一又は類似の商標あり

| |
|---|
| 都道府県名 |
| 大阪、北海道(5)、宮城、秋田(5)、栃木、富山(3)、石川、山梨、長野、奈良、香川、高知、福岡(2)、佐賀(14)、長崎、宮崎、沖縄 |
| 政令指定都市名 |
| 横浜(9)、川崎、大阪、堺、神戸(2)、福岡(2) |
| 地域団体商標 |
| 宇治茶 |
| JETRO指定地名 |
| 日本(2)、近畿(3)、中国、原宿(6)、銀座 |


3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 1 大阪 | |
|--|-------------------------------------|
|  | 出願日 2005年10月19日 |
| | 登録日 2009年7月8日 |
| | 権利者 PERFECT COMPANION (M) SDN. BHD. |
| | 第31類 飼料等 |
| 2 沖縄 | |
|  | 出願日 2014年3月28日 |
| | 登録日 審査中 |
| | 権利者 ARMADA CEKAP SDN. BHD. |
| | 第12類 自動車等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 3 宇治茶 | |
|--|-------------------------------|
|  | 出願日 2007年11月28日 |
| | 登録日 2009年9月3日 |
| | 権利者 RICH SALUTE SDN. BHD. |
| | 第5類 健康補助食品等 |
| 4 日本 | |
|  | 出願日 2007年6月26日 |
| | 登録日 審査中 |
| | 権利者 FRAMES N LENSES SDN. BHD. |
| | 第9類 メガネレンズ等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(3) フィリピン

➤ 以下の地名等について、同一又は類似の商標あり

| |
|--|
| 都道府県名 |
| 東京(6)、大阪(6)、北海道(2)、宮城、秋田(5)、富山、長野、愛知、滋賀 京都(5)、佐賀(2) |
| 政令指定都市名 |
| 札幌、横浜(5)、川崎(5)、名古屋(3)、京都(5)、大阪(6)、神戸(10) |
| 地域団体商標 |
| 該当なし |
| JETRO指定地名 |
| 日本(9)、関東(2)、中国、関西、銀座(2) |

3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 1 愛知 | |
|--|--|
|  | 出願日 2006年8月25日 |
| | 登録日 2006年9月25日 |
| | 権利者 CITIMAX GROUP, INC. |
| | 第30類 スナック菓子等 |
| 2 銀座 | |
|  | 出願日 2009年8月10日 |
| | 登録日 2010年10月21日 |
| | 権利者 MONROE MULTINATION AL-GROUP, INC. |
| | 第7,12,27類 オイルフィルター等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

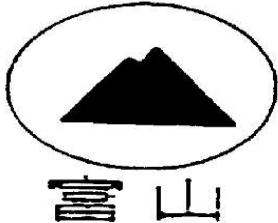
(4) シンガポール

- 以下の地名等について、同一又は類似の商標あり

| |
|---|
| 都道府県名 |
| 東京(3)、北海道、秋田、千葉、富山(5)、福井、京都(2)、奈良(3)、佐賀(7) 長崎 |
| 政令指定都市名 |
| 千葉、川崎(5)、名古屋、京都(2) |
| 地域団体商標 |
| 今治タオル、神戸牛、神戸肉、神戸ビーフ、但馬牛、但馬ビーフ、十勝川西長いも、 飛騨牛、PROSCIUTTO DI PARMA |
| JETRO指定地名 |
| 日本、近畿(2)、関西(2)、銀座 |



3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 1 千葉 | |
|--|------------------------------|
| 千葉 千葉 | 出願日 2003年11月3日 |
| | 登録日 2004年7月20日 |
| | 権利者 FRASER AND NEAVE LIMITED |
| | 第30,32類 お茶等 |
| 2 富山 | |
|  | 出願日 1994年9月5日 |
| | 登録日 不明 |
| | 権利者 BISKUT FOH SAN SDN. BHD. |
| | 第30類 月餅等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 3 京都 | |
|--|------------------------------|
|  | 出願日 2006年12月4日 |
| | 登録日 2008年1月7日 |
| | 権利者 Mathew Lee Chee Yong |
| | 第43類 レストラン等 |
| 4 日本 | |
|  | 出願日 2014年1月23日 |
| | 登録日 審査中 |
| | 権利者 NUK AUTO PARTS PTE. LTD. |
| | 第17類 ガスケット等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(5) タイ

- 以下の地名等について、同一又は類似の商標あり

| |
|---|
| 都道府県名 |
| 東京、大阪(3)、北海道(3)、千葉、富山(2)、長野、岐阜、愛知、三重、京都 奈良(11)、徳島、香川、高知、福岡、佐賀(8)、大分(2) |
| 政令指定都市名 |
| 千葉、横浜、名古屋(2)、京都、大阪(3)、堺(4)、神戸(4)、福岡 |
| 地域団体商標 |
| 神戸牛、神戸肉、神戸ビーフ、但馬ビーフ、豊後牛、美濃焼 |
| JETRO指定地名 |
| 日本(3)、関東(6)、近畿、関西(7)、梅田(2)、渋谷、原宿(2)、銀座、富良野 |



3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 1 北海道 | |
|--|----------------------------------|
|  | 出願日 不明 |
| | 登録日 不明 |
| | 権利者 Worravit Wongsanprasert |
| | 第29類 牛乳等 |
| 2 奈良 | |
|  | 出願日 不明 |
| | 登録日 不明 |
| | 権利者 NR Instant Product CO., LTD. |
| | 第30類 ソース等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 3 福岡 | |
|--|-------------------|
|  | 出願日 不明 |
| | 登録日 不明 |
| | 権利者 Poon Chin |
| | 第29類 サプリメント等 |
| 4 原宿 | |
|  | 出願日 不明 |
| | 登録日 不明 |
| | 権利者 Suriya La Num |
| | 第24類 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(6) ベトナム

- 以下の地名等について、同一又は類似の商標あり

| |
|---|
| 都道府県名 |
| 東京、大阪(4)、北海道、秋田(2)、千葉、富山、長野、三重、京都、奈良(2) 岡山、香川(2)、佐賀(5) |
| 政令指定都市名 |
| 仙台(4)、千葉、横浜、川崎(3)、京都、大阪(4)、堺(4)、神戸(3)、岡山 |
| 地域団体商標 |
| 近江牛 |
| JETRO指定地名 |
| 日本(8)、関東(2)、四国(2)、関西(6)、小樽 |

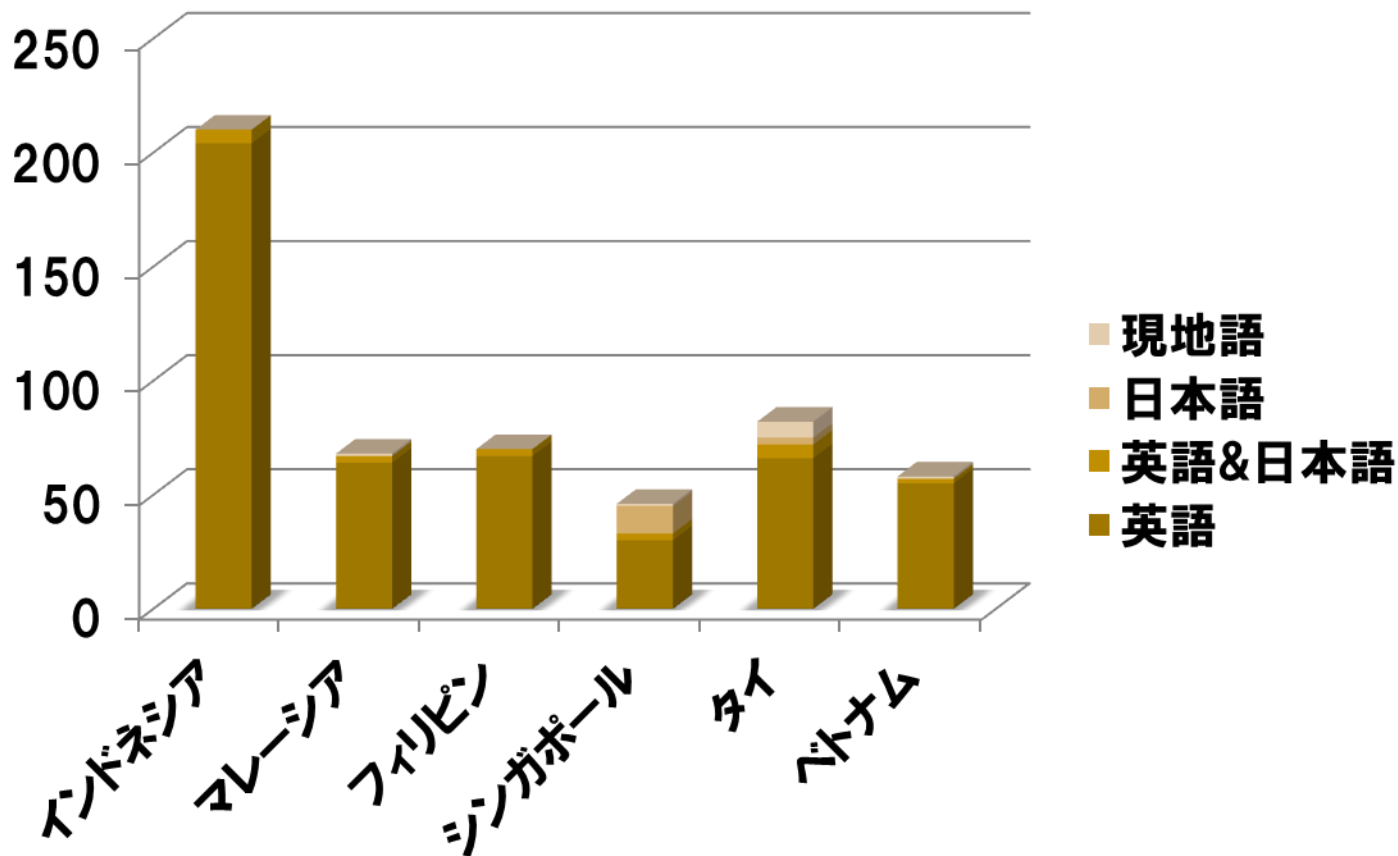
3. 調査結果(商標登録検索)

(例)

| 1 北海道 | |
|--|---|
|  | 出願日 2013年9月13日 |
| | 登録日 審査中 |
| | 権利者 CONG TY TNHH BELL FOODS VIET NAM |
| | 第30類 ソース等 |
| 2 関東 | |
|  | 出願日 2010年12月23日 |
| | 登録日 審査中 |
| | 権利者 Công ty trách nhiệm hữu hạn dịch vụ lắp ráp Minh Đạt |
| | 第7,8類 機械類等 |

3. 調査結果(商標登録検索)

(6) まとめー検索ヒット件数



4. 調査結果(対抗策)

4. 調査結果(対抗策)ーインドネシア

(1) インドネシア



4. 調査結果(対抗策)ーインドネシア

① 第三者による「日本の地名等」の登録の可否

- **インドネシアの地理的表示は登録不可**
- **但し、上記「地理的表示」には外国の地理的表示は含まれないため、日本の地名等は誰でも登録可能**
- **また、著名商標は原則として登録不可(もともと、先願主義が採用されているため、外国の著名商標であっても第三者が登録できてしまう可能性が高い)**
- ⇒ **インドネシアでは、第三者が日本の「地名等」を商標登録するのは容易**
- ⇒ **先に商標登録するのが最大の対抗策**

4. 調査結果(対抗策)ーインドネシア

② 第三者によって出願された場合

(i) 異議申立

- 出願公告期間中(3か月)に、知的財産権総局に対して、異議申立を行うことができる
- 誰でも異議申立可能
- 出願を行っていない場合には、「日本の地名等」が著名商標に該当することや当該出願が悪意によって行われていること等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ーインドネシア

③ 第三者によって登録された場合

(i) 取消請求

- 出願人又は権利者に限り、商務裁判所に対して取消請求できる
- 期間制限:登録から5年以内(原則)
- 出願又は保有している商標と類似していることや悪意による出願であること等を立証する必要がある

(ii) 不使用抹消請求

- 3年以上使用されていない場合等には、商務裁判所に対して不使用抹消請求できる
- 誰でも請求可能

4. 調査結果(対抗策)ーインドネシア

④ その他の対抗策

(i) 損害賠償・使用差止請求等

- 自己の登録商標の類似商標が不法に使用されている場合には、**権利者に限り**、商務裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる

(ii) 刑事罰(商標法)

- 商標法に違反して第三者の登録商標の同一又は類似商標を使用している場合には、4～5年以下の禁錮及び／又は8～10億ルピア以下の罰金
- 権利者に限り、警察に対して、摘発するよう告発できる

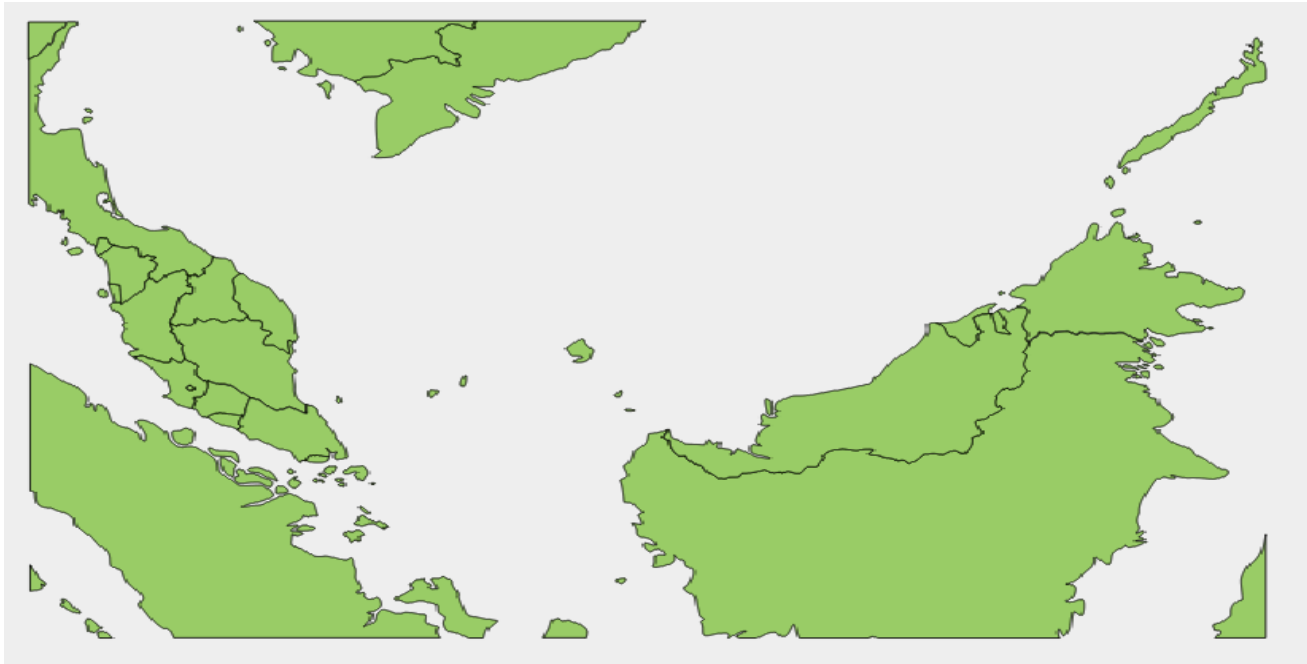
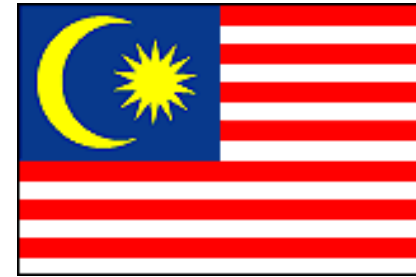
4. 調査結果(対抗策)ーインドネシア

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|------------|----------|--------|-------------------------------------|
| 異議申立 | 誰でも可 | 知的財産総局 | 登録拒絶 |
| 取消請求 | 権利者又は出願人 | 商務裁判所 | 登録商標の取消 |
| 不使用抹消請求 | 誰でも可 | 商務裁判所 | 登録商標の抹消 |
| 損害賠償等(商標法) | 権利者 | 商務裁判所 | 損害賠償 使用差止等 |
| 罰則(商標法) | 権利者 | 警察 | 4~5年以下の禁錮 及び/又は 8~10億ルピア以下の罰金 |

4. 調査結果(対抗策)ーマレーシア

(2) マレーシア



4. 調査結果(対抗策)ーマレーシア

① 第三者による「日本の地名等」の登録の可否

- 国内外を問わず、地名を直接意味する用語は商標登録不可
- 但し、地名と他の単語又は図形との組み合わせにより地名以外の意味を有する用語(ex. 地域団体商標)は登録が認められる可能性がある
- もっとも、マレーシア国内において著名と認められる商標について誤認を生じさせる商標は登録不可
- ⇒ マレーシアでは、第三者が日本の地名を商標登録することはできない
- ⇒ 但し、地域団体商標の場合には、マレーシア国内で著名でない限り、先行して登録する必要あり

4. 調査結果(対抗策)ーマレーシア

② 第三者によって出願された場合

(i) 異議申立

- 出願公告期間中(2か月)に、知的財産公社に対して、異議申立を行うことができる
- 誰でも異議申立可能
- 出願を行っていない場合には、当該出願商標が地名を直接意味する用語であることや「日本の地名等」が著名商標に該当し、当該出願商標がこれに類似すること等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ーマレーシア

③ 第三者によって登録された場合

(i) 取消請求

- 当該登録商標によって、権利侵害を受けている者は、高等裁判所に対して取消請求できる
- 期間制限:登録から7年以内(原則)
- (a) 当該登録商標が商標法に違反して登録されている、(b) 使用の意図がなく登録され、実際に使用されていない、(c) 3年以上使用されていないこと等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ーマレーシア

④ その他の対抗策

(i) 損害賠償・使用差止請求等

- 自己の登録商標と同一又は類似商標が使用されている場合には、**権利者に限り**、高等裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる
- Passing Off: (a) 事業に関連して商標を使用し、かつ、当該事業について評判及び信用を有しており、(b) 当該商標に類似した商標が第三者によって使用されており、かつ、(c) それによって損害を被っている場合にも、高等裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる

4. 調査結果(対抗策)ーマレーシア

④ その他の対抗策

(ii) 刑事罰

(a) 取引表示法

- 登録商標に関して虚偽表示を行っている場合には、3年以下の懲役及び／又は1万～1万5千リンギット以下の罰金
- 権利者に限り、国内取引・協同組合・消費者庁に対して、摘発するよう告発できる

(b) 消費者保護法

- 虚偽表示等により消費者を欺罔している場合には、3年以下の懲役及び／又は10万～25万リンギット以下の罰金
- 国内取引・協同組合・消費者庁に対して、摘発するよう告発できる

4. 調査結果(対抗策)ーマレーシア

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|------------------------|--|--------|---------------|
| 異議申立 | 誰でも可 | 知的財産公社 | 登録拒絶 |
| 取消請求 | 権利侵害を受けている者 | 高等裁判所 | 取消 |
| 損害賠償等 (商標法) | 登録商標の権利者 | 高等裁判所 | 損害賠償 使用差止等 |
| 損害賠償等 (Passing Off) | 事業に関連して商標を使用し、かつ、当該事業について評判及び信用を有している者 | 裁判所 | 損害賠償 使用差止等 |

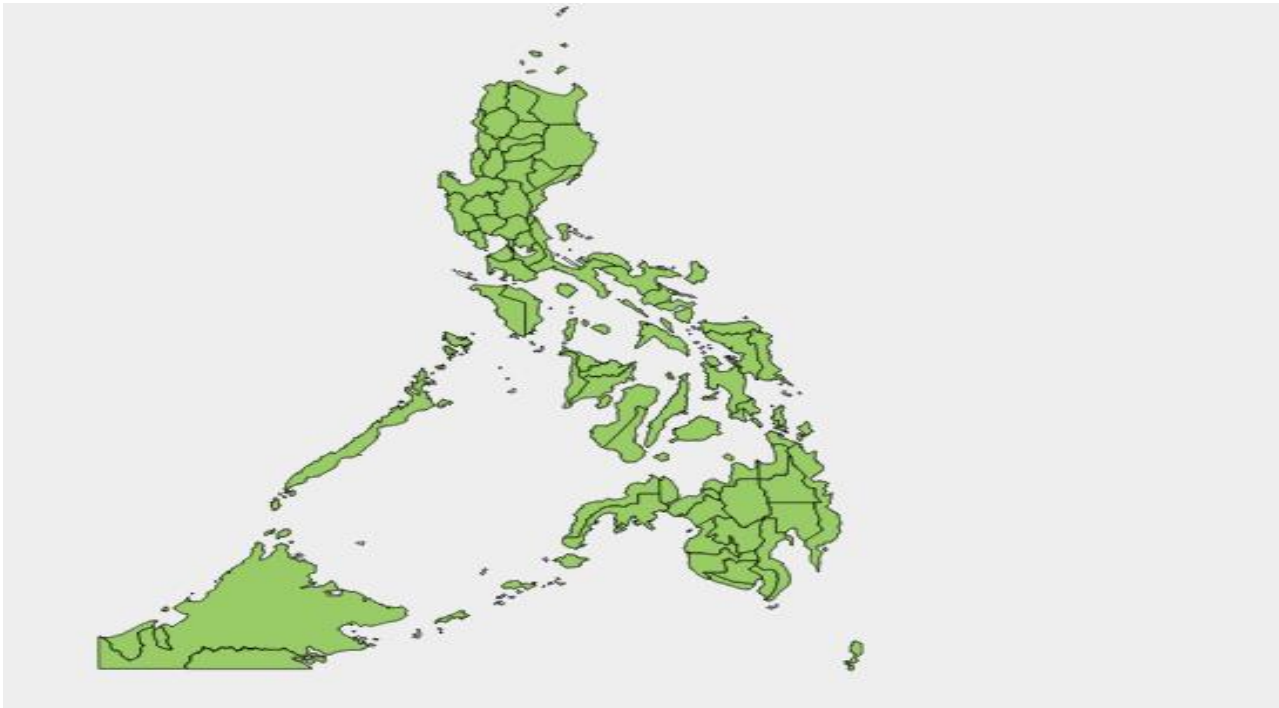
4. 調査結果(対抗策)ーマレーシア

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|----------------|--------------|----------------|---|
| 罰則 (取引表示法) | 権利者 | 国内取引・共同組合・消費者省 | 3年以下の懲役 及び／又は 1万～1万5千リンギット 以下の罰金 |
| 罰則 (消費者保護法) | 虚偽表示等を受けている者 | 国内取引・共同組合・消費者省 | 3年以下の懲役 及び／又は 10万～25万リンギット 以下の罰金 |

4. 調査結果(対抗策)ーフィリピン

(3) フィリピン



4. 調査結果(対抗策)ーフィリピン

① 第三者による「日本の地名等」の登録の可否

- 国内外を問わず、地名のみから構成される用語は商標登録不可
- 但し、地名と他の単語又は図形との組み合わせにより地名以外の意味を有する用語(ex. 地域団体商標)は登録が認められる可能性がある
- もっとも、フィリピン国内において著名と認められる商標について誤認を生じさせる商標は登録不可
- ⇒ フィリピンでは、第三者が日本の地名を商標登録することはできない
- ⇒ 但し、地域団体商標の場合には、フィリピン国内で著名でない限り、先行して登録する必要あり

4. 調査結果(対抗策)ーフィリピン

② 第三者によって出願された場合

(i) 異議申立

- 出願公告から30日以内に、知的財産庁に対して、異議申立を行うことができる
- 当該商標出願によって損害を受けるおそれのある者(出願人である必要はない)が異議申立可能
- 出願を行っていない場合には、当該出願商標が地名を直接意味する用語であることや「日本の地名等」が著名商標に該当し、当該出願商標がこれに類似すること等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ーフィリピン

③ 第三者によって登録された場合

(i) 取消請求

- 当該登録商標によって、損害を受けている者は、知的財産庁に対して取消請求できる
- 期間制限:登録から5年以内(原則)
- (a) 当該登録商標によって損害を受けている、
(b) 当該商標が知的財産法に違反して登録されている、
(c) 3年以上使用されていないこと等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ーフィリピン

④ その他の対抗策

(i) 損害賠償・使用差止請求等

- 登録商標によって、損害を受けるおそれのある者は、裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる

(ii) 行政罰

- 登録商標によって、損害を受けるおそれのある者は、知的財産庁に対して、罰金(5千~15万ペソ)等の行政罰を求めることができる

⇒ 民事裁判よりも迅速かつ安価で対抗できる

4. 調査結果(対抗策)ーフィリピン

④ その他の対抗策

(iii) 刑事罰

(a) 知的財産法

- 虚偽表示等を行っている場合には、2年～5年の懲役及び5万～20万ペソの罰金
- 虚偽教示によって損害を受けている者は、警察又は国家捜査局に対して、摘発するよう告発できる

(b) 刑法

- 虚偽表示等を行っている場合には、6月～2年4月の懲役及び／又は500～2000ペソの罰金
- 虚偽教示によって損害を受けている者は、警察又は国家捜査局に対して、摘発するよう告発できる

4. 調査結果(対抗策)ーフィリピン

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|------------------|-------------------------------|-------|---------------|
| 異議申立 | 登録出願により 損害を受けるおそれ がある者 | 知的財産庁 | 登録拒絶 |
| 取消請求 | 登録商標により 損害を受けるおそれ がある者 | 知的財産庁 | 登録商標の取消 |
| 損害賠償等 (知的財産法) | 虚偽表示等により 損害を受けるおそれ がある者 | 裁判所 | 損害賠償 使用差止等 |
| 行政罰 (知的財産法) | 虚偽表示等によって 被害を受けている者 | 知的財産庁 | 罰金等 |

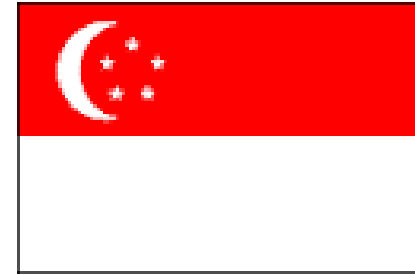
4. 調査結果(対抗策)ーフィリピン

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|---------------|--------------------|---------------|---------------------------------------|
| 罰則 (知的財産法) | 虚偽表示等によって被害を受けている者 | 警察又は 国家捜査局 | 2～5年の懲役及び 5～20万ペソの罰金 |
| 罰則 (刑法) | 虚偽表示等によって被害を受けている者 | 警察又は 国家捜査局 | 6月～2年4月の懲役 及び 500～2000ペソの 罰金 |

4. 調査結果(対抗策)ーシンガポール

(4) シンガポール



4. 調査結果(対抗策)ーシンガポール

① 第三者による「日本の地名等」の登録の可否

- 国内外を問わず、専ら地名から構成される用語は商標登録不可
- 但し、地名と他の単語又は図形との組み合わせにより地名以外の意味を有する用語(ex. 地域団体商標)は登録が認められる可能性がある
- もっとも、シンガポール国内において著名と認められる商標及び商品の原産地について公衆を欺罔するような商標は登録不可
- ⇒ シンガポールでは、第三者が日本の地名を商標登録することはできない
- ⇒ 但し、地域団体商標の場合には、シンガポールで著名でない限り、先行して登録する必要あり

4. 調査結果(対抗策)ーシンガポール

② 第三者によって出願された場合

(i) 異議申立

- 公告期間中(2か月)に、知的財産庁に対して、異議申立を行うことができる
- 誰でも異議申立可能
- 出願を行っていない場合には、当該出願商標が専ら地名から構成されていることや「日本の地名等」が著名商標に該当し、当該出願商標がこれに類似すること等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ーシンガポール

③ 第三者によって登録された場合

(i) 取消請求

- 誰でも、知的財産庁又は裁判所に対して、取消請求できる
- 期間制限:なし
- (a) 登録から5年以内に使用が開始されていない、(b) 5年以上継続して使用されていない、(c) 当該商標が性質、品質又は原産地等について公衆を誤認させている等を立証する必要がある

(ii) 無効請求

- 商標法に違反して登録されている商標に対しては、誰でも、裁判所又は知的財産庁に対して、無効請求できる

4. 調査結果(対抗策)ーシンガポール

④ その他の対抗策

(i) 損害賠償・使用差止請求等

- 自己の登録商標を侵害された場合には、**権利者に限り**、裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる
- Passing Off: (a) 商標を使用してシンガポールにおいて事業を遂行し、当該事業について評判及び信用を有しており、(b) 当該商標に類似した商標が第三者によって使用されており、かつ、(c) それによって損害を被っている場合にも、裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる

4. 調査結果(対抗策)ーシンガポール

④ その他の対抗策

(ii) 刑事罰

(a) 商標法

- 登録商標の偽造又は不正使用等を行っている場合には、5年以下の懲役及び／又は10万シンガポールドル以下の罰金
- 当該登録商標の権利者に限り、警察に対して、摘発するよう告発できる

(b) 消費者保護法

- 生産地等について誤表示を行っている場合には、2年以下の懲役及び／又は1万シンガポールドル以下の罰金
- 誤表示を受けている者は、通商産業省に対して、摘発するよう告発できる

4. 調査結果(対抗策)ーシンガポール

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|----------------|----------|--------------|---------------|
| 異議申立 | 誰でも可 | 知的財産庁 | 登録拒絶 |
| 取消請求 | 誰でも可 | 知的財産庁 裁判所 | 登録商標の取消 |
| 無効請求 | 誰でも可 | 知的財産庁 裁判所 | 登録商標の抹消 |
| 損害賠償等 (商標法) | 登録商標の権利者 | 裁判所 | 損害賠償 使用差止等 |

4. 調査結果(対抗策)ーシンガポール

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|------------------------|---|-------|--------------------------------------|
| 損害賠償等 (Passing Off) | 商標を使用してシンガポールにおいて事業を遂行し、当該事業について評判及び信用を有している者 | 裁判所 | 損害賠償 使用差止等 |
| 罰則 (商標法) | 登録商標の権利者 | 警察 | 5年以下の懲役 及び／又は 10万シンガポールドル以下の罰金 |
| 罰則 (消費者保護法) | 誤表示されている者 | 通商産業省 | 2年以下の懲役 及び／又は 1万シンガポールドル以下の罰金 |

4. 調査結果(対抗策)ータイ

(5) タイ



4. 調査結果(対抗策)ータイ

① 第三者による「日本の地名等」の登録の可否

- 国内外を問わず、地名的名称は識別力がないものとして商標登録不可
- 但し、地名と他の単語又は図形との組み合わせにより地名以外の意味を有する用語(ex. 地域団体商標)は登録が認められる可能性がある
- また、著名商標は登録が認められない可能性がある
- ⇒ タイでは、第三者が日本の地名を商標登録することはできない
- ⇒ 但し、地域団体商標の場合には、著名商標でない限り先行して登録する必要あり

4. 調査結果(対抗策)ータイ

② 第三者によって出願された場合

(i) 異議申立

- 出願公告期間中(90日)に、知的財産庁に対して、異議申立を行うことができる
- 誰でも異議申立可能
- 出願を行っていない場合には、当該出願商標が地名表示であること、当該出願人よりも優先権を有していること又は「日本の地名等」が著名商標に該当し、当該出願商標がこれに類似すること等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ータイ

③ 第三者によって登録された場合

(i) 取消請求

- 当該登録商標の**利害関係人に限り**、知的財産庁又は裁判所に対して取消請求できる
- 期間制限:なし(原則)
- (a) 商標法に違反して登録されている、(b) 3年以上使用されていない、(c) 当該登録商標の権利者よりも優先権を有している等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ータイ

④ その他の対抗策

(i) 損害賠償・使用差止請求等

- 自己の登録商標が模倣、偽造されている場合には、**権利者に限り、裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる**
- Passing Off: (a) 周知商標を有しており、(b) 当該商標に類似した商標が、第三者によって類似した商品・役務に使用されており、(c) 当該第三者が不正の意図を有している場合にも、裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる

4. 調査結果(対抗策)ータイ

④ その他の対抗策

(ii) 刑事罰

(a) 商標法

- 登録商標の偽造又は模倣等を行っている場合には、4年以下の禁錮及び／又は40万バーツ以下の罰金
- 当該登録商標の権利者に限り、知的財産庁に対して、摘発するよう告発できる

(b) 刑法

- 第三者の商標と公衆を誤認させるような表示を使用した場合には、1年以下の懲役及び／又は2000バーツ以下の罰金
- 上記行為によって被害を受けている者は、警察に対して、摘発するよう告発できる

4. 調査結果(対抗策)－タイ

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|---------------------------|------------------------|--------------|---------------|
| 異議申立 | 誰でも可 | 知的財産庁 | 登録拒絶 |
| 取消請求 | 利害関係人 | 知的財産庁 裁判所 | 登録商標の取消 |
| 使用差止請求 (商標法) | 登録商標の権利者 | 裁判所 | 使用差止 |
| 損害賠償等 (Passing Off) | 周知と認められる表 示等を有している者 | 裁判所 | 損害賠償 使用差止等 |

4. 調査結果(対抗策)ータイ

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|-------------|--|-------|--------------------------------------|
| 罰則 (商標法) | 登録商標の権利者 | 知的財産庁 | 4年以下の禁錮 及び／又は 40万バーツ以下の 罰金 |
| 罰則 (刑法) | 第三者によって、自己の表示を使用されている者で、当該表示によって自己の商品等と公衆を誤認させられている者 | 警察 | 1年以下の懲役 及び／又は 2000バーツ以下の 罰金 |

4. 調査結果(対抗策)ーベトナム

(6) ベトナム



4. 調査結果(対抗策)ーベトナム

① 第三者による「日本の地名等」の登録の可否

- 国内外を問わず、場所又は原産地を示す用語は商標登録不可
- 地域団体商標も「原産地」を示す用語として原則登録不可
- また、ベトナム国内において著名と認められる商標について誤認を生じさせる商標も登録不可
- 更に、ベトナムでは日本語のみの商標は登録不可
- ⇒ **ベトナムでは、第三者が日本の地名を商標登録することはできず、原産地を示す地域団体商標も登録不可**
- ⇒ **他の国に比べ、第三者による地名等の登録は困難**

4. 調査結果(対抗策)ーベトナム

② 第三者によって出願された場合

(i) 異議申立

- 出願公告日から登録までの間に、知的財産庁に対して、異議申立を行うことができる
- 誰でも異議申立可能
- 出願を行っていない場合には、当該出願商標が場所又は原産地表示であることや自己の著名商標と類似している等を立証する必要がある

4. 調査結果(対抗策)ーベトナム

③ 第三者によって登録された場合

(i) 取消請求

- **誰でも**、知的財産庁に対して取消請求できる
- 期間制限:登録から5年以内
- (a) 当該権利者が権利を有していない、(b) 商標法に違反して登録されている等を立証する必要がある

(ii) 不使用効力終了請求

- 5年以上正当な理由なく使用されていない場合には、**誰でも**、知的財産庁に対して、当該商標の効力を終了するよう請求できる

4. 調査結果(対抗策)ーベトナム

④ その他の対抗策

(i) 損害賠償・使用差止請求等

- 自己の商標と混同する表示を使用されている場合等には、**権利者に限り**、裁判所に対して、損害賠償・使用差止等の民事裁判を提起できる

(ii) 行政罰

- 登録商標に関して虚偽表示をされている者は、科学技術監査機関等に対して、罰金(50万~100万ドン)等の行政罰を求めることができる
- ⇒ 民事裁判よりも迅速かつ安価で対抗できる

4. 調査結果(対抗策)ーベトナム

④ その他の対抗策

(iii) 刑事罰(刑法)

- 商標の不正使用を行っている場合には、2年以下の非拘束矯正刑又は2000万～2億ドンの罰金
- 不正使用されている商標の権利者に限り、公安に対して、摘発するよう告発できる

4. 調査結果(対抗策)ーベトナム

⑤ 対抗策(まとめ)

| | 請求権者 | 請求先 | 権利行使内容 |
|------------------|------|---------------|--------------------------------|
| 異議申立 | 誰でも可 | 知的財産庁 | 登録拒絶 |
| 無効請求 | 誰でも可 | 知的財産庁 | 登録商標の抹消 |
| 不使用効力 終了請求 | 誰でも可 | 知的財産庁 | 登録商標の抹消 |
| 損害賠償等 (知的財産法) | 権利者 | 裁判所 | 損害賠償 使用差止等 |
| 行政罰 | 権利者 | 科学技術 監査機関等 | 50万～100万ドンの過料 |
| 罰則 (刑法) | 権利者 | 公安 | 2年以下の非拘束矯正刑又は 2000万～2億ドンの罰金 |

ご清聴ありがとうございました。

TMI総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木1-6-10 六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-3-6438-5511(代表)

日本国弁理士 佐藤俊司 ssato@tmi.gr.jp

TMI Associates (Singapore) LLP

**12 Marina Boulevard, #38-04 Marina Bay Financial Centre Tower 3,
Singapore 018982**

TEL: +65-6831-5670(代表)

日本法弁護士 関川 裕 ysekikawa@tmi.gr.jp

本資料は、一般的な情報提供を紹介する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれておりません。案件について個別に専門家からの助言を受けることなく本資料をもとに独自に判断されないようお願い致します。TMI総合法律事務所及びTMI Associates (Singapore) LLPは本資料に含まれる情報の正確性又は完全性について何ら保証するものではなく、本資料に基づいて発生した損失・損害について法律によって認められる範囲内においていかなる責任も負いません。